盛岡市立東見前保育園移管先法人募集要項新旧対照表

| 修正後 | 修正前 |
| --- | --- |
| ○盛岡市立東見前保育園移管先法人募集要項 | ○盛岡市立東見前保育園移管先法人募集要項 |
|  |  |
| ２　移管する物件  現在の東見前保育園の園舎は，老朽化が進んでいるため，令和４年３月末で供用を廃止する予定としています。代わりに，現在の東見前保育園の園庭としている土地において，保育所を整備していただける法人を募集します。 | ２　移管する物件  現在の東見前保育園の園舎は，老朽化が進んでいるため，令和４年３月末で供用を廃止する予定としています。代わりに，現在の東見前保育園の園庭としている土地において，保育所を整備していただける法人を募集します。 |
| （１） 園舎の整備について | （１） 園舎の整備について |
| ア　建設用地 | ア　建設用地 |
| 現在の東見前保育園の北側敷地を建設用地とします。 | 現在の東見前保育園の北側敷地を建設用地とします。 |
| イ　建物建設 | イ　建物建設 |
| (ｱ) 木造・鉄骨造・コンクリートブロック造その他これらに類する構造とします。平屋又は２階建ての別を問いません。  　　　建設に当たっては，建築基準法等の関係法令を遵守してください。  （都市計画法の用途地域は「工業地域」となっています。） | (ｱ) 木造・RC造の別，  　　　　　　平屋又は２階建ての別を問いません。  　　　建設に当たっては，建築基準法等の関係法令を遵守してください。（都市計画法の用途地域は「工業地域」となっています。） |
|  |  |